

第22回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告
 - I. 企業集団の現況
 - 「対処すべき課題」
 - 「主要な事業内容」
 - 「主要な営業所」
 - 「使用人の状況」
 - 「主要な借入先の状況」
 - 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
 - II. 会社の現況
 - 「株式の状況」
 - 「新株予約権等の状況」
 - 会社役員の状況「社外役員に関する事項」
 - 「会計監査人の状況」
 - 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 「会社の支配に関する基本方針」
 - 「剰余金の配当等の決定に関する方針」
- 連結計算書類
 - 「連結貸借対照表」
 - 「連結損益計算書」
 - 「連結株主資本等変動計算書」
 - 「連結注記表」
- 計算書類
 - 「貸借対照表」
 - 「損益計算書」
 - 「株主資本等変動計算書」
 - 「個別注記表」
- 監査報告
 - 「連結計算書類に係る会計監査報告」
 - 「会計監査報告」
 - 「監査等委員会の監査報告」

第22期

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社グローバルウェイ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

●事業報告

I. 企業集団の現況

1. 対処すべき課題

当社グループの継続的な発展及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の事項を今後の事業展開における主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

① 人材の確保とエンゲージメント

当社が持続的に成長するためには、人材の確保が重要であると考えております。当社が行う技術領域の事業では受託開発が主であるためエンジニアの確保が成長の鍵となり、人材領域の事業では特に人材紹介においてコンサルタントの確保が成長の鍵となります。拡大していく組織を支える管理部門の人材の確保も重要であります。

人材の確保と同時に、社員等のエンゲージメントを高め、採用した社員が長く当社に留まることでケイパビリティを拡大していくことが必要と考えています。

② マネージャー層の育成と人材のスキルアップ

人材の確保と同時に、育成を行っていくことが必要です。サービス提供においては、一人ひとりのスキルアップを図ることによって、クライアントにより付加価値のあるサービスを提供できるようになります。組織運営においては、拡大していく組織を支えるマネージャー層の育成が必要と認識しています。

③ 事業基盤の確立

当社グループは3つの事業から構成されており、一つ一つの事業基盤を確立していくことが必要であります。技術領域の事業では受託開発におけるデリバリーの強化を行い、受託システムの不具合の発生を抑えることが重要です。また、グループ会社である株式会社タイムチケットにおいては費用が先行しており安定的かつ継続的に黒字化を実現する事業基盤の確立が必要であります。

④ 情報管理体制の強化

当社の技術領域ではクライアントのDX戦略を解決するシステム開発を、人材領域ではクライアントの成長戦略に沿ったハイクラス人材の紹介を行っており、メディアと合わせて個人情報保有しております。クライアントからの信用を積み上げていくためにも、これらの情報を適切に管理していくことが必要であります。

⑤ コーポレートガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループの事業の継続的な発展を実現させるためには、コーポレートガバナンス機能の更なる強化が重要な課題であると認識しております。また、経営の公正性・透明性を確保するため、業務運営の効率化やリスク管理、コンプライアンスの強化など内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

2. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
デジタルソリューション事業	ITコンサルティング、AWSやSalesforce、MuleSoftなど各種クラウドソリューションやAIを活用したシステム開発・導入支援
キャリアイノベーション事業	転職・就職のための情報プラットフォーム「キャリアコネ」などのメディア事業の運営やハイクラス向け人材紹介
シェアリング事業	個人のスキルや時間をシェアするサービス、TikTok LIVE提携ライバー事務所・エージェンシー、企業向け新規事業を支援するコンサルティング

3. 主要な営業所（2026年3月31日現在）

(1) 当社

本	社	東京都港区
---	---	-------

(2) 子会社

株式会社タイムチケット	東京都港区
-------------	-------

4. 使用人の状況（2026年3月31日現在）

(1) 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度比増減
153（5）名	+7（△7）名

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社グループから当社グループ外への出向者及び派遣社員を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて7名増加したのは、主に採用によるものであります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
120（4）名	△5（△3）名	38.9歳	4.4年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材派遣会社からの派遣社員及びアルバイトを含んでおります。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて5名減少したのは、主に自己都合による退職等の自然減によるものであります。

5. 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社RIKA	100百万円
株式会社みずほ銀行	20百万円

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年10月27日をもって、本社を東京都港区新橋6丁目19番13号 エンスイテ御成門5階に移転いたしました。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 123,000,000株

(2) 発行済株式の総数 36,566,450株

（注）新株予約権の行使により、発行済み株式の総数は134,800株増加しております。

(3) 株主数 10,799名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
各 務 正 人	15,242,330	41.69
楽 天 証 券 株 式 会 社	1,063,900	2.91
株 式 会 社 S B I 証 券	512,966	1.40
富 田 里 子	358,100	0.98
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	345,892	0.95
佐 藤 三 朋	330,000	0.90
野 村 證 券 株 式 会 社	309,300	0.85
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	201,301	0.55
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	197,649	0.54
山 根 大	185,600	0.51

（注）持株比率は自己株式（4,261株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権に関する重要な事項

	第14回 新株予約権	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
発行決議日	2020年11月2日	2023年7月20日	2025年8月26日
新株予約権の数	700個	567,350個	27,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 21,000株 (新株予約権1個につき30株)	普通株式 567,350株 (新株予約権1個につき1株)	普通株式 2,700,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり1円	新株予約権 1個当たり1円	新株予約権 1個当たり210円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 1,627円 (1株当たり 55円)	新株予約権 1個当たり 237円 (1株当たり 237円)	新株予約権 1個当たり 183円 (1株当たり 18,300円)
権利行使期間	2020年11月19日から 2030年11月18日まで	2023年8月7日から 2034年8月6日まで	2025年9月11日から 2027年9月10日まで
行使の条件	—	—	—

(注) 当社は、2021年9月17日付で普通株式1株につき5株、2021年11月4日付で1株につき3株、2021年12月4日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております

3. 会社役員の状況

社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役（監査等委員）黒田真行氏は、ルーセントドアーズ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）佐藤岳氏は、GAXマーケティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・取締役（監査等委員）清水知彦氏は、弁護士法人鶯花の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況 社外取締役に期待される役割に 関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 黒田真行	当事業年度に開催された取締役会17回全て、監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、人材関連サービス市場に関する知見及び経営者としての幅広い知見に基づき、経営全般的見地から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 佐藤岳	当事業年度に開催された取締役会17回中16回、監査等委員会13回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、IT業界での長い経験と、デジタルマーケティングに対する広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 清水知彦	2025年6月20日就任以降に開催された取締役会15回全て、監査等委員会10回全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、弁護士としての専門的見地に基づき、法務・コンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。

（注）上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人八雲

(注) 当社の会計監査人であった城南監査法人は、2025年6月20日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	監査法人八雲	城南監査法人
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,600千円	3,780千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,600千円	3,780千円

(注) 1. 当社グループと会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【決定内容】

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2021年6月15日付の取締役会決議において定めた「内部統制システム整備基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営理念として掲げた『“人”と“技術”を新しい時代のために』およびビジョンとして掲げた『人々や企業から最も信頼される存在を目指して』の実現のために、全役員及び従業員が法令及び定款を遵守しながら事業を遂行してまいります。
- ② 当社は、法令遵守が事業を継続する上での最優先事項であると位置づけ、「コンプライアンス規程」その他法令及び定款を遵守して業務を行うために必要となる各種社内諸規程を整備し、適宜見直し、社内研修等を通じた周知により、役員及び従業員にその実行を義務付けます。
- ③ 当社の役員又は従業員が、当社内において法令又は定款その他社内規程に反する行為を発見した場合に備え、社長又は担当取締役、あるいは管理部門相談窓口への報告経路並びに監査等委員である取締役へ直接通報する手段を用意し、問題の早期把握に努めております。また、通報を受けた者は速やかに最適なメンバーを選任し対策チームを組成、必要な施策の実行を可能とする体制を構築しております。
- ④ 社長は内部監査担当者を指名し、内部監査担当者は当社各部門が法令及び定款、社内諸規程を遵守していることを確認し、結果を社長に報告します。
- ⑤ 財務報告の適正性を確保するために、経理及び決算業務並びに財務報告に関する規程やマニュアル等を定め、財務報告の適正性に係る内部統制を整備し、これを運用します。また、社長が指名する評価担当者は、これら内部統制の整備及び運用の状況を每期評価し、不備の有無の確認と必要な改善を行ってまいります。
- ⑥ 当社は市民社会の秩序を乱し脅威を与える反社会的勢力との関係は一切持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然とした態度でこれに臨みます。また、反社会的勢力対応規程類の制定、社外の専門機関とも連携して、全ての役員及び従業員が反社会的勢力の排除に向けた行動を徹底いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行や意思決定に係る議事録、稟議書その他の情報や記録は、電磁的記録も含め、法令及び当社が定める「文書管理規程」その他の関連諸規程に従って保存及び管理を適正に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を整備し、当社事業に関連する顕在化リスク及び潜在的なリスクへ対応します。
- ② 把握されたリスク情報は毎月開催する経営会議における部門責任者の報告を通じて社内でも共有され、対応の検討を行います。また、重要なリスクについては取締役会において協議し、適時に実効性のある対策を講じます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき毎月取締役会を開催し、また必要な場合には臨時取締役会を開催し、経営上重要となる意思決定を迅速に行います。
- ② 取締役及び各部門長以上の責任者が出席する経営会議を毎月開催して、各部門からの報告を通じて取締役の職務執行に必要な情報の集中を図ります。
- ③ 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「組織管理規程」を整備し、適切な職務権限の付与と明確に区分した業務分掌により業務を効率的に執行します。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社及び関連会社に対しては、グループ各社の自主性を尊重しつつも、当社グループとして適切な経営管理を行います。また、子会社に対しては、業務の適正を確保すべく、次に掲げる①～④の体制を構築します。

- ① 当社の取締役会及び各役員は、定期的に子会社社長から子会社職務の執行に係る事項の報告を受け、必要な指示及び助言を行います。また、子会社の管理を主管する当社管理部門は、子会社から業務に係る情報の提供を受け、必要な管理業務を行います。
- ② 子会社においても当社の「リスク管理規程」を準用し、子会社においても事業活動上のリスクを独自に管理のうえ、当社に報告する体制を整備します。

- ③ 当社の取締役が子会社取締役等を兼任し、当社が間接的に子会社経営に関与することにより、グループの経営方針に基づいた子会社事業の推進を図るとともに、子会社の職務執行の効率性も確保します。
 - ④ 当社の「コンプライアンス規程」を子会社においても準用し、グループ全体にコンプライアンス経営を徹底させ、法令及び定款に適合する体制を確保します。また、当社が行う内部監査の対象に子会社も加え、内部監査を通じて子会社業務の点検、評価、改善等の指導を行います。
- (6) 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該要請に対して監査等委員である取締役と管理部門担当役員が協議のうえ適切な人材を配し、監査等委員である取締役職務の補助を指示します。
 - ② 監査等委員である取締役職務の補助者は、当該補助業務に関しては監査等委員である取締役を除く取締役から独立性を有するものとして扱います。会社が行う人事考課及び人事異動、あるいは懲戒処分に処する際は、事前に監査等委員である取締役とも協議し、必要な場合には監査等委員である取締役から同意を得るものとします。
 - ③ 監査等委員である取締役から補助業務に係る指示が行われた場合、当該補助者は当該職務を他の業務よりも優先して取り組むこととします。また、業務の性質上必要と認められる場合には、監査等委員である取締役を除く取締役等に対して当該指示やその具体的内容に関する説明を拒むことができるものとします。
- (7) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が当社監査等委員である取締役に報告するための体制並びにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の監査等委員である取締役を除く取締役及び従業員は、随時その職務の執行状況や監査等委員である取締役の求める事項について報告を行います。また、当社及び子会社の監査等委員である取締役を

除く取締役及び従業員による法令違反や会社に著しい損害を及ぼす事実、又はそのおそれがある状況を発見した場合、速やかに監査等委員である取締役へ報告することとしております。

- ②監査等委員である取締役に対する通報については、直接対面して行うほか、いつでも通報や相談ができる専用のメールアドレスを用意しております。なお、監査等委員である取締役への通報者については、会社に対して匿名性を確保することにより、当該通報を行うことによって通報者に不利益が及ばないよう保護される制度としております。

(8) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役又は監査等委員会がその職務の執行のために必要となる費用又は債務を、前払いや事後の精算等により当社に請求した際には、当該費用又は債務が職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかにこれを受理し、当該費用又は債務を会社が支払うものとしします。

(9) 監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会では、年間の監査計画を策定して監査項目や各監査等委員である取締役の役割分担を明確にし、監査の実効性と効率性を確保します。また、毎月及び必要に応じて監査等委員会を臨時に開催し、決議すべき事項の決定のほか、各監査等委員である取締役が実施した監査の状況について情報共有と協議を行い、問題点の有無や重点監査項目の検討等を行うことで、監査の実効性の向上を図ります。
- ② 監査等委員である取締役は取締役会に毎回出席し、議事に対する意見を述べ、必要な勧告を行うほか、監査等委員である取締役を除く取締役の職務執行の報告を受け、適宜質問を行います。
- ③ 監査等委員である取締役は自ら当社各部門の業務状況について日常的に確認します。また、内部監査担当者や会計監査人と必要な意見交換を適宜行い、三者が連携することにより効果的な監査を実施します。

【運用状況】

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催

取締役会を毎月及び臨時で開催し重要な経営意思決定や取締役の職務執行を監督しております。また、経営会議を毎月開催し、事業計画の進捗状況や事業に関するリスクの分析、検討を行いました。

(2) 内部監査の実施状況

内部監査担当者は、内部監査計画に従い各部門が法令及び定款、社内規程を遵守していることを確認し、結果を代表取締役社長及び取締役会に報告しました。

(3) コンプライアンス

役員及び社員に対してコンプライアンスの周知徹底を図るため、社内研修を実施しました。

(4) 監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査計画に基づき監査を実施するとともに、定期的に代表取締役社長、会計監査人及び内部監査部門と情報交換を行いました。監査等委員会の職務の補助者としてコーポレートサービス部が必要に応じて、適宜補佐いたしました。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の事業展開や経営基盤強化のための内部留保を確保しつつ、財政状態や経営成績などを総合的に勘案し、利益配当等を行っていく方針であります。しかしながら、現時点では、中長期的な事業規模の拡大が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより継続的な成長と企業価値の向上に取り組んでおり、当面は内部留保に努め、事業への投資資金の確保を優先しております。

●連結計算書類

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,912,139	流 動 負 債	677,080
		買 掛 金	230,167
現 金 及 び 預 金	744,713	短 期 借 入 金	120,000
		未 払 費 用	69,515
売掛金及び契約資産	1,030,324	未 払 法 人 税 等	2,352
		未 払 消 費 税 等	45,418
前 払 費 用	63,524	前 受 金	22,133
		賞 与 引 当 金	12,324
そ の 他	73,577	そ の 他	175,166
		負 債 合 計	677,080
固 定 資 産	254,836	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	254,836	株 主 資 本	923,896
		資 本 金	61,119
投資有価証券	231,858	資 本 剰 余 金	1,507,128
		利 益 剰 余 金	△643,826
そ の 他	22,977	自 己 株 式	△525
資 産 合 計	2,166,976	その他の包括利益累計額	△162
		其他有価証券評価差額金	△292
		為替換算調整勘定	130
		新 株 予 約 権	6,028
		非 支 配 株 主 持 分	560,133
		純 資 産 合 計	1,489,895
		負 債 純 資 産 合 計	2,166,976

連 結 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,014,358
売 上 原 価		1,625,145
売 上 総 利 益		2,389,212
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,082,155
営 業 利 益		307,057
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,292	
受 取 配 当 金	6,226	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	3,292	
補 助 金 収 入	6,518	
受 取 和 解 金	5,334	
そ の 他	2,027	24,691
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,027	
為 替 差 損	856	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	16,683	
そ の 他	514	20,082
経 常 利 益		311,666
特 別 利 益		
子 会 社 清 算 益	17,068	17,068
特 別 損 失		
減 損 損 失	13,882	
本 社 移 転 費 用	26,628	40,510
税金等調整前当期純利益		288,224
法人税、住民税及び事業税		2,623
当 期 純 利 益		285,601
非支配株主に帰属する 当期純利益		92,729
当 期 純 利 益		192,871

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	50,650	1,496,659	△836,697	△525	710,086
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			192,871		192,871
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	10,469	10,469			20,938
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,469	10,469	192,871	-	213,809
当 期 末 残 高	61,119	1,507,128	△643,826	△525	923,896

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△5,892	12,122	6,230	568	459,005	1,175,891
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する当期純利益						192,871
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)						20,938
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,599	△11,992	△6,393	5,459	101,128	100,194
当期変動額合計	5,599	△11,992	△6,393	5,459	101,128	314,004
当 期 末 残 高	△292	130	△162	6,028	560,133	1,489,895

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社タイムチケット
TimeTicket Inc.
- ・連結範囲の変更

当連結会計年度において、当社の連結子会社であったTimeTicket GmbHは、2025年6月2日付で清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

また、新たに新設しましたTimeTicket Inc.を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・主要な会社等の名称 CODE2LAB. PTE. LTD.

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ハ. 暗号資産

活発な市場が存在するもの

期末日の市場価格に基づく価額をもって連結貸借対照表価額としております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

- 建物附属設備 8～18年
- 工具、器具及び備品 3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. デジタル・ソリューション事業

クラウドソリューションを組み合わせたデジタルプラットフォームの構築やクライアントの業務改革のサポートとしてITコンサルティングサービスやマネージドサービスを提供しています。システム・ソリューション開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、開発期間がごく短い案件については、代替的な取扱いに基づき、検収基準に基づき収益を認識しております。ITコンサルティングサービスやマネージドサービスの提供については、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で収益を認識しております。

ロ. キャリアイノベーション事業

働く人のための情報プラットフォームの運営では、「キャリアコネ」、「キャリアコネ企業研究Resaco」及び「キャリアコネニュース」等のメディアを通じ、自身のプラットフォームを持つ顧客への送客を行い、その送客件数の実績を顧客が承認した時点で収益を認識しております。有料職業紹介では、当社コンサルタントが、外資系のコンサルティングファーム及びIT業界を中心として、顧客である求人企業及び求職者の直接依頼に基づくサービスを提供しております。当社コンサルタントの紹介により、求職者が求人企業に入社したことを確認した時点で履行義務が充足されると判断し、求人企業への入社の事実に基づきで収益を認識しております。また、顧客との人材紹介取引契約に基づき、求職者が一定の法定期間内に退職したときの返金義務を実績率により見積り、返金見込額を認識しており

ます。

ハ、シェアリング事業

シェアリング事業においては、当社の連結子会社である株式会社タイムチケットが運営するプラットフォームである、TimeTicket（タイムチケット）及びTimeTicket Pro（タイムチケットプロ）を通じて、個人の時間の売買が成立した時点で履行義務が充足されると判断し、個人の時間の売買が成立した実績に基づき収益を認識しております。また、同社が行うライブエンターテインメントサービスにおいては、TikTok等の動画配信プラットフォームにおいて、所属するコンテンツクリエイターの動画コンテンツを配信しています。動画配信中に顧客から課金の意思表示がなされるため、その意思表示をもって、ユーザーに対する履行義務が充足されたと判断し収益を計上しております。なお、通常動画配信中の収益については動画配信プラットフォーム運営事業者に支払う手数料を控除した純額が入金されており、当該金額を基に収益を計上しております。また、同社が行う、経営やデジタルトランスフォーメーションに関するコンサルティングサービスにおいては、当該履行義務は役務提供完了時又は役務提供期間にわたって充足されるため、顧客との各契約条件に応じて収益を認識しております。

なお、当該事業のうち、同社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る報酬の額から個人に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	デジタル・ソリューション事業	キャリアイノベーション事業	シェアリング事業	
顧客との契約から生じる収益	1,578,100	516,285	1,919,972	4,014,358
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	1,578,100	516,285	1,919,972	4,014,358

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	669,481
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	965,546
契約資産（期首残高）	119,351
契約資産（期末残高）	64,778
契約負債（期首残高）	19,627
契約負債（期末残高）	22,133

契約資産は、主に、開発案件において期末日時時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、デジタル・ソリューション事業において、役務提供時に収益を認識する大口顧客との保守契約及びサブスクリプション契約について、支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、19,627千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が2,506千円増加した主な理由は、支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金の増加であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益はありません。

また当連結会計年度において、契約資産が減少した主な理由は、プロジェクトの完成・検収に伴う債権への振替が進んだことによるものであります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	22,133
合計	22,133

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものはありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 41,827千円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	36,431,650	134,800	—	36,566,450

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による増加 134,800株

(2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,188,350株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、当社グループが行う事業の事業計画に必要な資金を主に自己資金でまかなうとともに、短期的な運転資金は必要に応じて銀行借入により調達しております。また、グループ会社において必要な資金の一部は第三者割当増資などで調達しております。余剰の生じた資金については、資産の効率性と安全性を鑑み、預金など比較的安全性の高い金融資産で運用しております。また、グループ会社においては一部の余剰資金を株式などで運用しております。デリバティブ取引など投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しています。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 投資有価証券 その他有価証券	231,858	231,858	—
資産計	231,858	231,858	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	231,858	—	—	231,858

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 25円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 5円28銭 |

8. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場所	用途	種類
東京都港区	事業用資産	建物付属設備・工具器具備品

(2) 減損損失に至った経緯

直近の業績動向を踏まえ、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を減損損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物付属設備	2,570千円
工具器具備品	4,009千円
合 計	6,580千円

(4) 資産のグルーピングの方法

事業用資産は、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しています。回収可能価額については使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、資産グループの継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは取締役会によって承認された事業計画に基づき、将来の不確実性を考慮して見積もっております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(当社子会社による孫会社設立)

当社は、2026年3月30日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社タイムチケット（当社出資比率29%）による子会社設立について決議いたしました。

なお、新会社は、当社の資本金額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することとなります。

1. 新会社設立の目的

当社グループのシェアリング事業における ライブエンターテインメント事業において、これまで TikTokライバー獲得に取り組んでまいりました。今後のニーズとして、所属ライバーの芸能活動の活躍機会を広げるなど「TikTok Live 代理店」外の活動にも注力していくために子会社を設立することとしました。

2. 連結子会社の概要

(1) 名称	株式会社タイムチケット
(2) 所在地	東京都港区新橋6丁目19番13号 エンスイテ御成門5階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 各務正人
(4) 事業内容	TimeTicketの開発と運営・TikTokライバー事務所の運営 他
(5) 資本金	1億円
(6) 設立年月	2019年4月
(7) 大株主及び出資比率	株式会社グローバルウェイ（出資比率：29%）

3. 設立する孫会社の概要

(1) 名称	株式会社ウエストゲートエンタテインメント	
(2) 所在地	東京都港区新橋6丁目19番13号 エンスイテ御成門5階	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 各務正人	
(4) 事業内容	ライバー活動の支援・マネジメント 他	
(5) 資本金	2,000万円	
(6) 設立年月	2026年4月	
(7) 大株主及び持ち株比率	株式会社タイムチケット 出資比率75.0%	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社の連結子会社である株式会社タイムチケットが75.0%出資する子会社として設立予定
	人的関係	当社の代表取締役が当該孫会社の代表取締役を兼任する予定であります。
	取引関係	新設会社のため該当事項はありません

4. 日程

(1) 取締役会決議	2026年3月30日
(2) 会社設立日	2026年4月
(3) 事業開始日	2026年5月

(特定子会社（孫会社）の異動)

当社は、2026年4月22日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社タイムチケット（当社出資比率29%）の米国の子会社であるTimeTicket Inc. に対し、増資を行うことを決議いたしました。

本増資によりTimeTicket Inc. の資本金が当社の資本金額の100分の10以上に相当し、当社の特定子会社に該当することとなります。

1. 増資の理由

自己資本の増強により、米国での事業拡大および経営基盤の強化を図るため

2. 出資する連結子会社の概要

(1) 名称	株式会社タイムチケット
(2) 所在地	東京都港区新橋6丁目19番13号 エンスイテ御成門5階
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 各務正人
(4) 事業内容	TimeTicketの開発と運営・TikTokライバー事務所の運営 他
(5) 資本金	1億円
(6) 設立年月	2019年4月
(7) 大株主及び出資比率	株式会社グローバルウェイ（出資比率：29%）

3. 増資する連結孫会社の概要

(1) 名称	TimeTicket Inc.	
(2) 所在地	24 Greenway Plaza, Suite 1305 Houston, TX	
(3) 代表者の役職・氏名	CEO 各務正人	
(4) 事業内容	ライブ配信エージェンシー事業 IP企画運営及びコンサルティング事業 他	
(5) 資本金（増資前）	1,000ドル（約158千円）	
(6) 設立年月	2026年3月	
(7) 出資比率	株式会社タイムチケット（出資比率100.0%）	
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	本増資により当社の特定子会社となります
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
(9) 直近3年間の財政状態及び経営成績	当該会社は2026年3月に設立されたため、最近3年間の財政状態及び経営成績に関する該当事項はありません。	

(注) 資本金の額は、1ドル＝158円で円換算しています。

4. 増資の概要

(1) 増資金額	500,000ドル（約79,000千円相当）
(2) 増資予定日	2026年5月
(3) 増資後の資本金	501,000ドル（約79,158千円相当）
(4) 増資後の出資比率	株式会社タイムチケット（出資比率100.0%）

(注) 資本金の額は、1ドル＝158円で円換算しています。

●計算書類

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,058,624	流 動 負 債	
		買 掛 金	76,429
現 金 及 び 預 金	251,312	短 期 借 入 金	120,000
		未 払 金	19,551
売掛金及び契約資産	755,760	未 払 費 用	61,517
		未 払 法 人 税 等	775
前 払 費 用	44,651	未 払 消 費 税 等	45,418
		前 受 金	19,963
そ の 他	6,899	預 り 金	12,394
		賞 与 引 当 金	12,324
		返 金 負 債	1,355
		負 債 合 計	369,731
固 定 資 産	24,058	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	706,923
投資その他の資産	24,058	資 本 金	61,119
		資 本 剰 余 金	857,494
関係会社株式	4,790	資 本 準 備 金	61,078
		その他資本剰余金	796,416
長期前払費用	177	利 益 剰 余 金	△211,164
		その他利益剰余金	△211,164
敷金及び保証金	19,090	繰越利益剰余金	△211,164
資 産 合 計	1,082,682	自 己 株 式	△525
		新 株 予 約 権	6,028
		純 資 産 合 計	712,951
		負 債 純 資 産 合 計	1,082,682

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,107,579
売 上 原 価		887,264
売 上 総 利 益		1,220,314
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,056,721
営 業 利 益		163,592
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	600	
受 取 和 解 金	5,334	
受 取 施 設 利 用 料	6,718	
補 助 金 収 入	6,518	
雑 収 入	1,941	21,113
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,027	
雑 損 失	39	2,067
経 常 利 益		182,639
特 別 損 失		
減 損 損 失	6,580	
本 社 移 転 費 用	26,628	33,208
税 引 前 当 期 純 利 益		149,430
法人税、住民税及び事業税		775
当 期 純 利 益		148,655

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当 期 首 残 高	50,650	50,608	796,416	847,025	△359,819
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					148,655
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行使)	10,469	10,469		10,469	
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)					
当期変動額合計	10,469	10,469	-	10,469	148,655
当 期 末 残 高	61,119	61,078	796,416	857,494	△211,164

	株主資本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
	利益剰余金合計				
当 期 首 残 高	△359,819	△525	537,330	568	537,898
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	148,655		148,655		148,655
新 株 の 発 行 (新株予約権の 行使)			20,938		20,938
株主資本以外の 項目の当期変動 額 (純額)				5,459	5,459
当期変動額合計	148,655	-	169,593	5,459	175,052
当 期 末 残 高	△211,164	△525	706,923	6,028	712,951

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

関係会社株式

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 8～18年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① デジタル・ソリューション事業

クラウドソリューションを組み合わせたデジタルプラットフォームの構築やクライアントの業務改革のサポートとしてITコンサルティングサービスやマネージドサービスを提供しています。システム・ソリューション開発については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。な

お、開発期間がごく短い案件については、代替的な取扱いに基づき、検収基準に基づき収益を認識しております。ITコンサルティングサービスやマネージドサービスの提供については、サービスの提供が完了し、請求可能となった時点で収益を認識しております。

② キャリアイノベーション事業

働く人のための情報プラットフォームの運営では、「キャリアコネ」、「キャリアコネ企業研究Resaco」及び「キャリアコネニュース」等のメディアを通じ、自身のプラットフォームを持つ顧客への送客を行い、その送客件数の実績を顧客が承認した時点で収益を認識しております。有料職業紹介では、当社コンサルタントが、外資系のコンサルティングファーム及びIT業界を中心として、顧客である求人企業及び求職者の直接依頼に基づくサービスを提供しております。当社コンサルタントの紹介により、求職者が求人企業に入社したことを確認した時点で履行義務が充足されると判断し、求人企業への入社の事実に基づきで収益を認識しております。また、顧客との人材紹介取引契約に基づき、求職者が一定の法定期間内に退職したときの返金義務を実績率により見積り、返金見込額を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものではありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 19,228円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	5,852千円
短期金銭債務	909千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 13,192千円

営業費用 18,965千円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益 6,779千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

4,261株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式 23,897千円

繰越欠損金 122,803千円

有形固定資産減損損失 2,281千円

賞与引当金 4,366千円

その他 4,021千円

繰延税金資産小計 157,370千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △122,803千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △34,567千円

評価性引当額小計 △157,370千円

繰延税金資産合計 ー千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
子会社	株式会社 タイム チケット	所有 直接 29.0%	役員の兼任 費用等の 立替 貸付	受取施設 利用料	6,718	前受金	656
				貸付 受取利息 資金の回収	60 7,200	関係会 社短期 貸付金	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格等を勘案し、業務に係る費用の合理的な算定を踏まえた価格交渉の上、決定しております。

2. 費用等の立替は、実際発生額を精算したものであります。

(2) 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 内 引 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社等	株式会社 RIKA	-	役員の兼任 借入	借入 支払利息	1,137	短期借 入金	100,000
						未払費 用	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 株式会社RIKAは、当社代表取締役会長兼社長CEO及びその近親者が議決権の過半数を保有する会社であります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場実勢等を勘案して決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	19円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	4円07銭

10. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

●監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月26日

株式会社グローバルウェイ
取締役会 御中

監 査 法 人 八雲

東京都渋谷区

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 安 藤 竜 彦

公認会計士 和 田 朋 章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グローバルウェイの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グローバルウェイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月26日

株式会社グローバルウェイ

取締役会 御中

監 査 法 人 八雲

東京都渋谷区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 安 藤 竜 彦

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士 和 田 朋 章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グローバルウェイの2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財務の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人八雲の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人八雲の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 5 月 27 日

株式会社グローバルウェイ 監査等委員会

監	査	等	委	員	赤	堀	政	彦	㊟
監	査	等	委	員	黒	田	真	行	㊟
監	査	等	委	員	佐	藤		岳	㊟
監	査	等	委	員	清	水	知	彦	㊟

(注) 監査等委員黒田真行、佐藤岳及び清水知彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上